

# 留萌市自治基本条例をご存知ですか？

自治基本条例は、自治体が何を指して、どのような方法でそのまちを運営するのかを定めたものです。

留萌市自治基本条例は、市が自主自立した自治体運営を進めるため、平成19年に施行しました。



## ■市民の役割

### 【市民の権利】

- ①市が保有する情報を知る権利
- ②自治に参加する権利
- ③市の行政サービスを受ける権利



### 【市民の責務】

- ①自治の主権者として、互いに尊重し、自治に参加します。
- ②自治に参加するときに、自らの発言と行動に責任を持ちます。
- ③行政運営と行政サービスに伴う負担を受け持ちます。

### 【コミュニティ（地域共同体）】

- ①市民は、自治の担い手としてコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てるよう努めます。
- ②市はコミュニティの自主性と自立性を尊重するよう努めます。

## 留萌市自治基本条例

# 市民の皆さん 議会・市

# それぞれの 役割



市政の主役である市民の皆さんが、幸せな暮らしを願い、自ら市政の方向を決定し、運営に携わることこそ自治にほかなりません。

皆さんの意思と行動で、市民が主役のまちづくりを目指しましょう。

## ■議会の役割

### 【議会の役割・責務】

- ①議決機関として、政策を総合的な視点で審議し、意思決定をします。
- ②常に市が市民本位で効率的な市政運営を行っているかどうかを調査し、自らも政策立案などを行い、市民の意思を反映するよう活動します。
- ③議会活動について市民にわかりやすく説明し、市民・市と連携し、協働により自治の発展と市民の福祉の向上に努めます。

### 【議員の責務】

- ①市民の信託に応え、自己の能力の向上に努め、誠実に職務に取り組みます。
- ②公職選挙法などの法令やこの条例の基本原則を守り、政治責任を果たします。



## ■市の役割

### 【市長の責務、政治倫理】

- ①市政の代表者として、市民の信託に応え、公正で誠実に職務に取り組み、政治倫理を守り、自治の理念の実現に努めます。

### 【市の責務】

- ①公正で誠実に仕事を進め、内容や進め方を常に見直し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めます。
- ②市の仕事の各過程で、市民への説明責任を果

- たし、透明な自治に努めます。
- ③常に市民の声に耳を傾け、誠実に対応します。
- ④職員が自己の能力向上を図ることができる機会づくりに努めます。

### 【職員の責務】

- ①市民の立場に立ち、全力で職務に取り組みます。
- ②自治の課題に適切に対応するため、常に自己の能力向上に努めます。



## 留萌市自治基本条例の 3つの基本原則

### ①情報共有

市民、議会、市が、自治に関する情報を互いに提供し合い共有します。

市民には、情報を「求める権利」「知る権利」があります。市は情報を「提供する義務」があります。

### ②市民参加

市の仕事の企画立案、実施、評価などの過程に市民が関わり、意見や考えを明らかにし、行動します。

市民は、市政に関心を持って積極的に行動することが大事です。市は市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

### ③協働

市民、議会、市は、役割と責任を分担し、互いに対等な立場で連携、協力して自治を進めます。

市民、議会、市の「対等・協力」という関係が、市民自治の実践につながります。

留萌市自治基本条例では、下記の市民の皆さん一人ひとりが満足感にあふれる豊かな暮らしを実現するために、自らまちづくりに参加し、まちのことを考え、話し合い、力を合わせて解決していくことが大切です。

平成19年に施行した留萌市自治基本条例は、地方分権の時代に、市が自主自立の自治体運営を進めるための理念や基本原則を条例として文章化することで、市民、議会、市が共通認識を持ち、「市民が主役のまちづくり」を進めるために定めた条例です。

市民が主役のまちづくりを進めるために

特徴のとおり、市民、議会、市の三者の役割と責務や基本原則のほか、世の中の変化に敏感に対応できるように、条例見直しの項目を定めています。

留萌市自治基本条例は左記の3つの基本原則を定めています。

①情報共有②市民参加③協働の3つを具体的に定めたことで、自治の担い手である市民、議会、市の役割と責任が明確になりました。

留萌市自治基本条例の全文は、市ホームページ (<http://www.city-rom.jp/>) でご覧いただけます。

3つの基本原則で市民、議会、市の役割が明確に

## 留萌市自治基本条例の特徴

- 市民による自治を理想とした「自治の理念」を定めました。
- 自治の担い手として、市民、議会、市の三者の役割と責務を定めました。
- 自治の基本原則として、情報共有、市民参加、協働の3つを定めました。
- 市役所が仕事を進める基本原則として、都市経営の考え方を定めました。
- この条例が正しく実施されているかを定期的に確認し、世の中の変化に敏感に対応し、見直し（成長する条例、育てる条例）ができるように定めました。